

事務事業名		就学援助等事業		会計	一般会計				
課等名		学校教育課		事業種別	経常		開始	終了	
基本計画上の位置づけ		政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり					
		施策	22	義務教育の充実					
目的	対象(誰・何を)	児童生徒及びその保護者						指標名及び単位	24年度数値
	意図(どういう状態にするか)	就学に必要な経費を援助し児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する						児童生徒数	9166
	向上させたい上位施策の成果指標	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合 ア)小学校 イ)中学校						児童生徒の保護者数(家庭数)	7245
目標	種別	指標名及び単位			24年度計画	24年度実績	25年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)
	成果指標	就学に必要な経費の援助を決定した児童生徒数			829	897	859	900	
	副指標	就学に必要な経費の援助を決定した児童生徒の保護者				607	581		
定性目標									
事業概要	1 要保護、準要保護児童生徒の保護者への教育費扶助 (1)生活保護を必要とする世帯(要保護世帯)及び生活保護に準じて保護が必要な世帯(準要保護世帯)の児童生徒への補助 ①学用品費(小学校11,100円・中学校21,700円)、新入学児童生徒学用品費(小学校19,900円・中学校22,900円)、通学用品費(小中学校とも2,170円)、通学費・修学旅行費・体育実技用具費(小・中学校とも実費)、校外活動費(宿泊費用上限;小学校3,470円・中学校5,840円、宿泊しない場合;小学校1,510円・中学校2,180円)の補助 ②学校給食費の補助(実費の1/2) ③学校保健安全法施行令第8条疾病による医療費の補助(実費) ④長野県民交通災害共済の掛金の補助(100円) 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への教育費扶助 (1)通学費等の一部補助;対象児童生徒1人当たり上限30,000円								
	24年度事業内容 1 要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 (1)学用品費(小学校11,100円・中学校21,700円)、新入学児童生徒学用品費(小学校19,900円・中学校22,900円)、通学用品費(小中学校とも2,170円)、通学費・修学旅行費・体育実技用具費(小・中学校とも実費)、校外活動費(宿泊上限;小学校3,470円・中学校5,840円、宿泊せず;小学校1,510円・中学校2,180円)の補助 (2)学校給食費の補助(実費の1/2) (3)学校保健安全法施行令第8条疾病による医療費の補助(実費) (4)県民交通災害共済掛金の補助(100円) 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への通学費等の一部補助 (1)通学費等の一部補助;対象児童生徒1人当たり上限30,000円								
事業内容				名称			活動指標		
1 要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 (1)学用品費(小学校11,100円・中学校21,700円)、新入学児童生徒学用品費(小学校19,900円・中学校22,900円)、通学用品費(小中学校とも2,170円)、通学費・修学旅行費・体育実技用具費(小・中学校とも実費)、校外活動費(宿泊上限;小学校3,470円・中学校5,840円、宿泊せず;小学校1,510円・中学校2,180円)の補助 (2)学校給食費の補助(実費の1/2) (3)学校保健安全法施行令第8条疾病による医療費の補助(実費) (4)県民交通災害共済掛金の補助(100円) 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への通学費等の一部補助 (1)通学費等の一部補助;対象児童生徒1人当たり上限30,000円				受給児童生徒数 ①要保護児童生徒 ②準要保護児童生徒  受給児童生徒の保護者数 郡外養護・盲・ろう学校補助者数			897人 ①15人 ②882人 小学生 550人 中学生 332人  607人 5人		
事業コスト		23年度決算額	24年度予算額	24年度決算額	25年度予算額	特定財源内訳、補足			
事業費計(千円)①		49,018	54,809	50,780	71,315	(国)要保護児童生徒援助費補助金 48千円(補助率;1/2以内) (県)被災児童生徒就学等支援事業補助金 50千円(補助率;10/10)			
国庫支出金		62	86	48	96				
県支出金		403	68	50					
起債									
その他									
一般財源		48,553	54,655	50,682	71,219				
人件費計(千円)②		3,576		3,576					
正規職員所要時間		1,000		1,000					
臨時職員所要時間									
総事業費①+②		52,594	54,809	54,356	71,315				
事業内容・目標達成状況の振り返り	要保護・準要保護児童生徒援助費は市町村の一般財源で対応しており、当該事業の必要性は理解するが運用に関しては国での改正を検討していただきたい。								
改革改善の考え方	①問題点	要保護・準要保護児童生徒の支給項目や援助額は市町村の判断に委ねられており、県下での対応は様々である。							
	②改革提案	地方交付税措置での対応ではなく補助金等による適正な執行を希望する。							